

ID: 50

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	一時利用の承認		
例規名 根拠条項	大河原町放課後児童クラブ事業実施規則 第7条第1項		
例規番号	平成29年規則第15号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(一時利用)</p> <p>第7条 放課後児童クラブを一時利用する児童の保護者は、放課後児童クラブ一時利用登録申請書(様式第4号)に、就労証明書又は家庭において児童を保護することができないことを証明する書類を添えて町長に提出するものとする。</p> <p>2 町長は、前項による申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認めた場合は、当該申請者に放課後児童クラブ一時利用登録承認通知書(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>3 保護者は、放課後児童クラブの一時利用を中止しようとするときは、放課後児童クラブ一時利用中止届(様式第6号)を町長に提出するものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日